

# 福祉医療制度が変わります



平成18年10月1日から福祉医療制度で父子家庭の方、**精神障害者福祉手帳1～2級**をお持ちの方も対象になります。また、**10月1日以降の入院時食事療養費に係る標準負担額は、助成されません。**ご自身でお支払いいただくこととなります。

父子家庭および精神障害者福祉手帳をお持ちの方の申請は5月から受け付けますので、お気軽に役場住民課または各振興事務所住民福祉課までお尋ねください。

|          | 対 象 者                                                                                                        | 有 効 期 間                                                                      |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 乳幼児・児童   | 小学校卒業まで                                                                                                      | 誕生日から小学校卒業まで                                                                 |
| 母子家庭等    | ・配偶者のいない女子で18歳未満の児童を養育している母とその児童<br>・父母のいない18歳未満の児童<br><b>所得制限あり</b>                                         | 事実発生の翌日から、当該初日以降の最初に到来する9月30日まで<br>ただし、児童が満18歳に達する年度は3月31日まで                 |
| 父子家庭     | ・配偶者のいない男子で18歳未満の児童を養育している父とその児童<br><b>所得制限あり</b>                                                            | 事実発生の翌日から、当該初日以降の最初に到来する9月30日まで<br>ただし、児童が満18歳に達する年度は3月31日まで                 |
| 重度心身障害者  | 下記のいずれかをお持ちの方<br>・障害者手帳1～3級<br>・療育手帳A1、A2、B1<br>・戦傷病者手帳と障害者手帳4級<br>・ <b>精神障害者保健福祉手帳1～2級</b><br><b>所得制限あり</b> | ・障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳交付日の属する月の初日から、当該初日以降最初に到来する9月30日まで<br>・65歳の誕生月の末日まで |
| 重度心身障害老人 | 65歳以上の重度心身障害者<br>(平成18年10月1日以降は所得制限あり)                                                                       | ・障害者手帳または療育手帳交付日の属する月の初日<br>・65歳の誕生月の翌月初日から                                  |

# 地域包括支援センターが開所しました

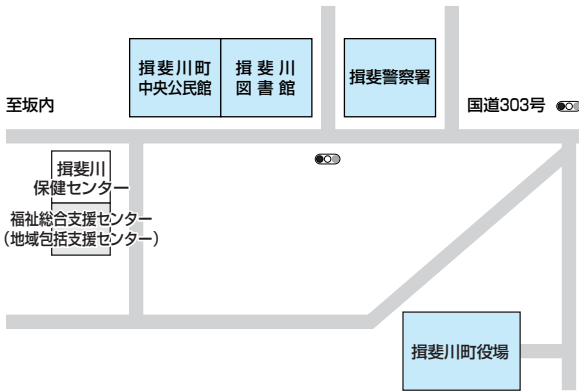
平成18年4月1日から、福祉総合支援センター（揖斐川保健センター南側）の建物の中に地域包括支援センターが開所しました。地域包括支援センターでは保健師やケアマネジャー、社会福祉士などの専門職員が在駐しており、高齢の方の福祉や介護保険に関する相談支援をはじめ、身体・知的・精神などの障害をお持ちになっている方の相談支援を行っています。高齢の方の介護に関する相談や、身体・知的・精神の障害に関する相談などありましたら、お気軽にご相談ください。

当センターでは、65歳以上の方を対象に介護予防事業を実施する目的で、実態把握調査を行います。民生児童委員さんが町民の皆さんの家庭を訪問されたときには、ご協力をお願いします。

なお、福祉総合支援センター内には、子育て支援センターも併設されていますので、合わせてお気軽にご相談ください。

## 【お問合せ先】

揖斐川町地域包括支援センター  
揖斐川町上南方193  
(福祉総合支援センター1階、旧揖斐川幼稚園)  
TEL 23-1341



揖斐郡消防組合からお知らせ

あなたです

火のあるくらしの

見はり役

住宅用火災報知機などの設置義務化

# 備えよう 住宅用火災警報器

総務省消防庁は、最近の住宅火災による死者急増を踏まえ、消防法の一部を改正し、一般住宅である戸建住宅やマンションなどに住宅用火災警報器などの設置を義務付けました。

## ＜設置しなければならない期日＞

新築の住宅など……平成18年6月1日から  
既存の住宅など……平成23年6月1日までに設置が必要です  
設 置 場 所……寝室、寝室へ向かう階段の上など

## 原因

住宅火災による死者は年々増加している。就寝時に死者の発生が集中している。死者の半数は65歳以上の高齢者。死因の7割が「逃げ遅れ」による。

## 火災の発生の早期発見が大切

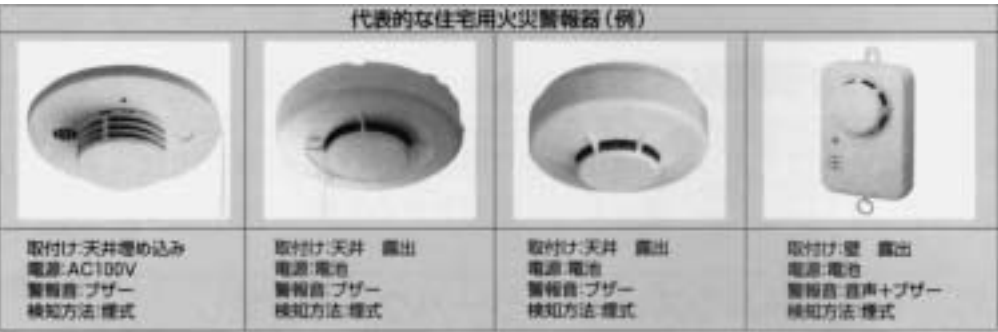
火災で重要なのは早期発見です。火災をすばやく発見できれば、いち早く避難でき命が助かる可能性も高くなります。アメリカやイギリスでは、すでに住宅用火災警報器などの設置が義務付けられており、大変な効果を上げています。

## ●どのような建物に必要？

一戸建て住宅、店舗併用住宅、共同住宅、寄宿舍などのすべての住宅が対象になります。（自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている場合は必要ありません。）

## ●住宅用火災警報器とは？

火災を検知する機能と警報を発する機能がワンセットになっており火災をすばやく知らせます。日本消防検定協会が認定した、NSマークのついたものを推奨しています。

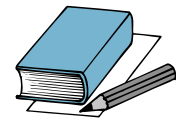


# 悪質な訪問販売に十分注意!!

## 消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません

### 一例

- 「点検も義務付けられている」など事実を偽って販売する。
- 消防職員のような服装で消防職員のふりをして販売する。（消防署が販売することはありません。）



**甲種防火管理者 資格取得講習会開催**

学校、工場、店舗などで多数の人が出入りし、勤務する事業所には、一定の資格を持った「防火管理者」を置く義務が消防法で定められています。

消防本部では、このたび次により甲種防火管理者資格を取得する講習会を開催します。ので、該当者、希望者は受講してください。

■日時 7月4日（火）、5日（水）の2日間  
午前9時～午後4時30分

■場所 大野町中之元  
揖斐郡消防組合消防本部3階研修室

■受講料 無料（ただし、テキスト・昼食代として4,500円は必要）

■申込期限 6月16日（金）

【お問合せ先】 揖斐郡消防組合消防本部 予防課  
TEL 32-01119